

公共工事積算手法評価委員会 報 告 書

平成 5 年12月20日

目 次

はじめに	参-15
1. 公共工事における積算の必要性	参-17
1-1 公共工事の執行における積算の位置付け	参-17
1-2 予定価格の機能と公共工事の価格決定の過程	参-17
1-3 公共工事における積算の基本的考え方	参-19
2. 積算の現況と課題	参-21
2-1 積算に対する基本姿勢	参-21
2-2 請負工事費の構成	参-21
2-3 積算のための基準類	参-22
2-4 積算基準類の現況と課題	参-23
(1) 資材単価	参-23
(2) 労務単価	参-24
(3) 歩掛 ぶがかり	参-24
(4) 諸経費	参-26
2-5 請負契約の変更の仕組み	参-27
2-6 環境保全、安全対策等の政策的課題の積算への反映	参-28
2-7 建設費の国際比較	参-28
2-8 現行の積算の考え方の妥当性と限界	参-29
3. 積算に対する今後の期待	参-31
3-1 公共工事の積算に求められているもの	参-31
3-2 具体的施策	参-31
(1) 透明性、客観性及び妥当性の確保	参-31
イ. 一般管理費等の内容の見直し	
ロ. 受注者の費用情報の把握と積算への反映	

ハ、物価調査機関の公表内容の充実と調査結果のチェック体制の強化	
ニ、積算に関する基準、情報等の公表	
(2) 品質の確保を前提としたコストダウン	
及び生産性の向上に関する積算上の配慮	参-32
イ、輸入資材の活用の促進と積算への反映	
ロ、工事規模に着目した資材単価等の設定	
(3) 契約金額の変更の仕組みの明確化	参-33
イ、施工条件の確実な明示	
ロ、請負契約の変更手続きの明確化	
(4) 政策的課題の積算への反映	参-33
(5) 積算評価委員会（仮称）の設置	参-33
(6) 建設費の国際的な価格差の縮減	参-34
4. 公共工事積算をめぐる重要な指摘等	参-35
4-1 競争性の確保に関すること	参-35
(1) 入札における競争性の確保	参-35
(2) 総合的な技術評価方式の導入	参-35
4-2 各施策を推進するに当たって配慮すべきこと	参-35
(1) 専門工事業者（下請業者）への悪影響の防止	参-35
4-3 積算、検査体制の充実に関すること	参-36
(1) 積算体制と積算の簡素化	参-36
(2) 品質検査、品質管理の一層の充実	参-36
4-4 その他の事項	参-36
(1) 価格をめぐる議論	参-36
(2) 発注規模のより一層の適正化	参-37
(3) 発注者による損害賠償請求の検討	参-37
本報告書の概要（「おわりに」にかえて）	参-38

はじめに

現在、公共工事に関して、その執行体制、入札・契約手続の運用、請負工事費（以下「工事費」という。）の算定の仕組み、及び施工を受け持つ建設業界の体質等について、国民の広範な不信感が生じている。たとえば、建設業界における使途不明金の一部がヤミ政治献金や、果ては賄賂の温床となっているのではないか、その資金が公共工事の受注者により生み出されているのではないかといった指摘、さらにはこうしたことは談合等の競争制限行為と結び付いているのではないか、という指摘等である。これらの指摘は、建設業界における競争を回避しようとする慣行に起因するものと思われ、これまでのいわば日本的ともいえる共存共栄を是とする建設業の在り方、入札・契約手続の運用の在り方など、様々な要因が背景として考えられる。

将来の建設業の在り方や入札・手続全般の在り方について、各界からの意見を十分踏まえつつ、国民の視点から改善の方策を検討し、具体的な施策を早急に講じることが、公共工事の執行に対する国民の信頼を回復する道である。これらについては、中央建設業審議会「公共事業に関する特別委員会」で現在審議がなされている。

公共事業の執行は、基礎資料の収集、分析などの調査、事業計画の策定、目的物の設計、施工計画の立案と工事費の算定すなわち積算、入札・契約、工事の施工、目的物の完成後の維持管理に至るまでの一連の過程から成り立っている。積算は、このうちの一過程であるが、事業執行の各プロセスと密接に関連している重要な過程と位置づけられる。

その積算により算定される工事費が高いのではないかなどという指摘が国民からあることを、公共工事に携る者は厳粛に受け止め、国民の疑念を払拭するために最善の努力をすることが重要であろう。

このため、本委員会は、平成5年6月4日、建設大臣から「積算体系、単価の決定方法及び諸経費の考え方などの現行の工事費算定の仕組みについて評価を行い、今後の方向付けを行う」よう要請を受け、設置されたものである。本委員会は12月10日までに9回にわたり開催され本報告書を取りまとめた。

公共工事は土木、建築工事から電気、機械設備工事等まで、それぞれに特殊性を有する多

様な分野にわたっているが、これらはいずれも土木、建築工事とほぼ同様の積算手法がとられているため、本委員会では、公共工事の代表的分野である土木工事及び建築工事を念頭におき評価することとした。

以下が、評価するにあたっての視点である。

- ①公共工事の工事費の算定の仕組みは、国民の目から見て不透明ではないか、恣意的なものとなっていないか、すなわち予算の執行の見地から、透明性、客観性及び妥当性が十分確保されているかどうかという視点
- ②工事費が高いのではないかと指摘に対して、社会資本としての良好な品質を十分確保した上で、適正な価格が設定されているかどうかという視点
- ③昨今、設計の変更にもなう契約金額の変更が恣意的ではないかと指摘もあることから、設計の変更にもなう契約金額の変更のプロセスが透明であるかどうかという視点
- ④環境保全対策や安全対策のように、受注者の任意の判断に委ねているだけでは、必ずしも速やかに適切な対応が期待しにくい課題については、工事費の算定の段階でどう反映させていくべきかという視点

〔注〕

本報告書では、「透明性」「客観性」「妥当性」という用語について、以下のように考え、使用した。

透明性…物事の判断、決定の過程、仕組み（構造）が国民から容易に認識できるという性質を備えていること。

客観性…物事の判断、決定が広く公正に収集されたデータに基づいて行われ、個人的判断（恣意）が入らないという性質を備えていること。

妥当性…物事の判断、決定及びその過程、仕組み（構造）が国民の立場に立って納得のいく性質を備えていること。

1. 公共工事における積算の必要性

1-1 公共工事の執行における積算の位置付け

公共事業は、一般に図-1のような過程を経て執行される。

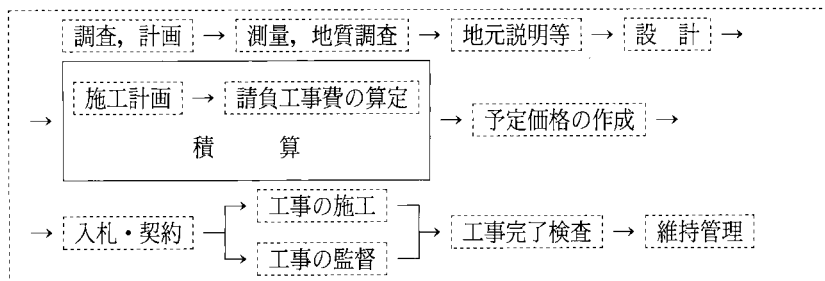


図-1 公共事業執行の過程

まず、公共事業は、計画策定の根拠となる基礎データの調査、投資効果の分析等を基に行う事業の計画の策定に始まる。続いて、建設現場の地形、地質、気象等の自然的条件や、周辺地域の土地利用等の社会的条件を把握するための測量、地質等の調査、工事实施の理解を得るための地元説明等、工事に必要な設計図や仕様書等を作成する設計、工区設定、施工計画の立案、それに必要な資材、機械等の所要量や必要な工期の把握、及びこれに拠る工事費の算定が行われる。国や地方公共団体等の発注者（以下「発注者」という。）は算定された工事費を基に予定価格を作成する。つづく入札・契約手続きにより、予定価格の範囲内で受注者と契約金額が決定し、発注者の監督体制のもとに工事が施工され、必要な設計変更が行われたのち、工事完了検査を経て、施設の維持管理に移行する。

積算とは、現地の自然的条件、社会的条件を考慮しつつ施工計画を立案し、設計図及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）に示される目的物を完成させるに必要な工事費を算定する作業である。

1-2 予定価格の機能と公共工事の価格決定の過程

発注者が工事の契約金額を決定する手続きは、国の場合は会計法（昭和22年3月31日法律

第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年4月30日 勅令第165号)に、地方自治体の場合は、地方自治法(昭和22年4月17日 法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)に定められている。

会計法及び地方自治法は、契約担当官は公共工事の発注を行うに当たって、あらかじめ予定価格を作成し、競争入札により予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を契約の相手方とし、その価格を契約金額とすることと定めている。このため、予定価格が契約金額の上限となる。

なお、公共工事において品質の確保は極めて重要であるから、品質不良を招きかねないダンピング受注は未然に防止する必要がある。このため、発注者は予定価格の範囲内であっても、予定価格の一定の限度の価格を下回る入札については、契約内容に適合した施工が可能かどうかを調査するため、入札額の内容をチェックする等の措置を講じている。

このように公共工事の契約金額は、予定価格のチェックの下に入札・契約の過程を経てはじめて決定される。すなわち、発注者と受注者との公共工事の契約金額は予定価格で決定されるものではなく、入札参加者個々の技術力や企業努力等が反映された競争の結果として決定されるものである。

仮に不正な競争制限行為を伴うような入札が行われ、入札価格が吊り上げられるなどの状況が生じたとしても、予定価格が契約金額の上限を拘束しているから、これを上回ってまでの契約金額の吊り上げは起こりえない。すなわち、予定価格は、不当に高額な価格で工事が契約されることを防止するという上限拘束機能を有している。

また、予算決算及び会計令は、予定価格を下回る価格の入札者のうち最低価格で入札した者を落札者、すなわち契約の相手方として自動的に決定することとしている。このことは、発注者側の契約担当官が契約するにあたり、入札価格以外の要素について考慮し契約の相手方を決定するというような恣意が働く余地を排除している。

このように、現行の入札・契約制度は、予定価格の上限拘束機能を、落札者を公正に決定する機能を有している。

1-3 公共工事における積算の基本的考え方

予算決算及び会計令によると、国は予定価格の作成に際し、施工に必要な労働力や資材等について実際に取引されている価格や、労働力や資材の需給の状況、その工事に必要な作業員や資材、機械等の数量が多いか少ないか、また、この工事が技術的に難しいか否か、施工に要する期間が長いか短いかな等を考慮して適正に予定価格を定めなければならないとされている。なお、地方自治法及び地方自治法施行令では、予定価格の作成に関するこのような主旨の規定はないが、各地方公共団体は財務規則等に同様に定めている。

土木構造物や建築物は、屋外の建設現場において築造されるため、その現場が平坦か急峻かといった地形、地盤が堅固か軟弱かといった地質、風雨、気温等の気象、流域の降水量や河川の水位等の自然的条件及び騒音や振動の許容の度合い、交通に与える影響の度合い等の社会的条件により、その工事に要する費用が大きく支配される。また、契約時点では工事は着工されていないので、工事の施工に伴い実際の条件が想定されていた条件と異なる場合が生じ、この際には、同時に必要な費用も変化する、といった特徴を有する。

したがって、工事に要する費用の算定は、広範な技術的知識、判断や、適切な社会的判断を要する。このため、積算は、これまで公務員が経験に裏うちされた知識に基づき、施工方法の選定や安全上の対策などについて一つ一つの技術的判断を下しながら、労働力や資材、機械の調達からこれらを用いた施工まで現地における施工プロセスを想定しながら、その工事目的物を定められた位置に、定められた期間内で建設するのに必要な費用を、逐一積み上げる方式に基づいて実施されました。

この場合の判断にあたっては、現場の自然的条件、社会的条件に照らして、一般的に採用される標準的な工法を用い、標準的な価格の労務、資材を調達して施工することを前提としている。

わが国では昭和20年代まで、国や地方公共団体等の行う公共工事は、実際に自ら作業員を

雇用し、必要な資材を購入するなどして施工にあたる、いわゆる直営工事が一般的であった。そのため、その工事に要する費用も現地において実際に必要となる労働力、資材、機械の調達から施工までに必要なものを逐一積み上げる方式を用いて算定していた。

この後、昭和30年代に請負工事が一般化した。請負者の施工形態は、それまで国、地方公共団体等が行っていたものとはほぼ同様であった。このため、発注者は、予定価格作成のための工事費を自らが施工する立場に立って逐一積み上げるという直営時代と同様の方法により算定を行ってきた。しかし、各発注者独自の基準により算定される費用がそれぞれ異なるという問題が明らかとなり、より適正な積算を行うために積算のための基準類の統一が必要となった。以降、基準類は発注者により施工実態等の調査、分析が行われた上で、徐々に統一が図られ、昭和42年に「土木請負工事工事費積算要領」及び「同積算基準」が定められた。それ以降においても、発注者による施工実体の調査結果や、会計検査院による基準類の改善に対する指摘等も踏まえて、必要な改正が適宜行われ、現在に至っている。

2. 積算の現況と課題

2-1 積算に対する基本姿勢

公共工事により整備される社会資本は、国民の税を財源として整備されるものであり一旦構築されたものを取り替えることが極めて困難で、永く国民の用に供されるものであるから、整備される社会資本の強度、耐久性等の品質を十分確保することが要請されるとともに、所定の時期から整備効果を発揮させるために工期を遵守することも重要である。

これらの要請を考慮しつつ、無駄のない適正な費用を算定することは、公共事業に携わる者の国民に対する責務であり、積算に対する基本姿勢であるべきである。

このため、現行の積算では、求められる品質を確保しつつ、定められた期間内で工事目的物を造りあげるに必要な費用を、最も妥当と思われる標準的な方法を用い、逐一積み上げて工事費を算定し、これをもとに予定価格が作成されている。

品質や確保や工期の遵守が図られるためには、施工者の高い技術力と誠実さが不可欠である。さらに、品質確保や工期遵守が確実になされるためには、入札時に、施工者がこれらの事項についても十分に検討を行った見積もり価格で入札し、受注することができなければならない。このためにも現行の積算では、上述したように施工する立場に立って標準的な施工を想定し必要な費用を逐一積み上げる方式が採られている。

2-2 請負工事費の構成

公共工事の請負工事費は、図-2のように、構成される。

請負工事費における、直接工事費とは、工事目的物を築造するに要する材料費、労務費及び機械経費等で構成される。

間接工事費は共通仮設費と現場管理費で構成される。共通仮設費は、機械や材料の現場外からの搬入、搬出に必要な費用である運搬費、現場の安全対策に必要な安全費、品質管理のための材料試験等に要する技術管理費等である。現場管理費は、現場に派遣されている現場

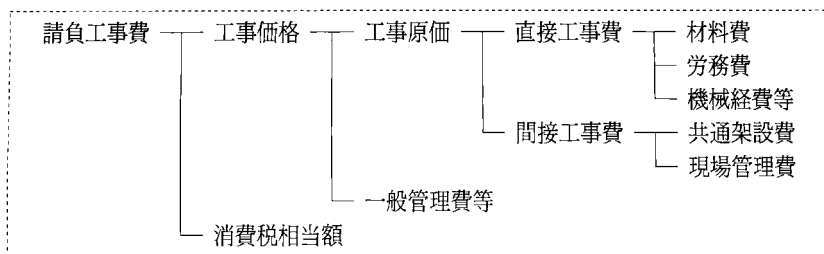


図-2 請負工事費の構成

従業員の給与手当や福利厚生費、現場従業員及び現場労働者の法定福利費等である。また、一般管理費等は、企業の継続運営に必要な経費であり、企業としての適正な利益（建設業の平均的な値）を含むものである。なお、間接工事費と一般管理費等を合せて諸経費という。

以上が、工事価格の構成要素であり、これに消費税相当額を加え請負工事費が構成される。

また、国において予定価格作成にあわせて設定される調査基準価格は、直接工事費、共通仮設費及び現場管理費の一部で構成され、請負工事費の3分の2から10分の8.5の間で設定される。

2-3 積算のための基準類

積算は、前述したように、施工プロセスを逐一想定し、必要な費用を積上げる必要がある。この際には、積算担当者の恣意が入る余地を排除すること、工事ごとの過大、過小をなくし、公平性を保つこと及び大量の業務を円滑、迅速かつ正確に処理できること等が求められる。このため、国民に対する責任として、公務員が多くの施工事例の実態調査を行い、この分析結果に基づいて積算に必要な標準的な諸数値を求め、これらを整理して積算のための基準類が定められている。工事費は、これらの積算基準類を用いて算定される。

建設省では公共工事における積算の透明性及び妥当性を確保する観点から昭和58年に積算基準類を公表している。

なお、多くの発注機関においては、複雑かつ大量な積算業務を効率的かつ円滑に処理する

ためコンピュータを用いた積算システムを構築するなどの取組みがなされている。

2-4 積算基準類の現況と課題

(1) 資材単価

鉄筋、木材、セメントなどの資材単価については、市況をよく反映し、客観的な方法により設定されることが望ましい。現在、資材価格については公益の物価調査機関（（財）経済調査会、（財）建設物価調査会。以下「物価調査機関」という。）が、取引価格を調査している。たとえば工事で度々使用される鉄筋、セメントなどの資材については、1ヶ月当り全国で約2,000件余の事例を、実際に取引を行った者から聞き取りやアンケートにより調査し、そのデータを統計分析しており、その結果は出版物として市販されている。

現在、発注者は、物価調査機関より公表された価格をもとに単価を決定し、積算に使用している。発注者が必要とする地域での資材価格が、市販されている出版物に掲載されていない場合や、必要とする資材そのものが取扱われていない場合には、発注者が物価調査機関に対し、価格調査を依頼する場合もある。この場合には、発注者として物価調査機関が行った取引事例調査の中から幾つかを無作為に選び、調査内容を確認したうえで、積算に使用している。

資材価格は、工事費を構成する重要な要素であり、調査された資材価格の透明性を高めるために、調査結果の公表内容についてさらに検討する必要がある。

また、資材単価の根拠となる調査は聞き取りやアンケート等の方法により調査されているという限界がある。今後は、調査結果に取引の実態を一層的確に反映させる必要がある。

なお、資材価格は、取引量が大口になればなるほど低減するのが一般的であると考えられるので、取引量に対する価格低減の状況を的確に把握することが重要である。特に大規模工事等における資材の大口取引価格を、より適確に積算に反映させることが必要である。

さらに、海外で生産された資材については、品質の優れたものが見られることや昨今の円高等による価格の低減等が見られることに鑑み、公共工事においても品質、耐久性、安定的な供給等が確保できるかどうかを確認しつつ、輸入建設資材の活用を促進する必要がある。

(2) 労務単価

各職種の建設労働者の労務単価については、建設現場で働いている労働者に対する賃金支払実態に基づき、適正に設定される必要がある。この場合、建設労働者は、一般に建設資材のように広域的には移動しておらず、地域間に賃金水準差があると考えられることから、賃金支払実態の把握にあたっては、地域的にきめ細かな調査が要求される。

また、建設労働力は資材のように一般に同規格、同品質のものが大量に流通して市場を形成しているわけではなく、同一職種の労働者についても、各人の経験、年齢、能力等あるいは企業の経営状態等による賃金差が存在していることから、各職種の平均的な賃金額を的確に把握するためには、多数の労働者についての大規模な調査が必要とされる。このため、公共事業の多くを所管している建設省、農林水産省および運輸省の三省が共同して公共事業労務費調査を実施し、労務単価の基礎となる建設労働者の平均賃金を把握している。

公共事業労務費調査は、三省が所管している公共工事等に従事する約15万人の労働者について、実際に支払われた賃金の額を、労働基準法（昭和22年4月78日 法律第49号）で使用者に調整、保存が義務付けられている賃金台帳で確認することにより、実施されている。賃金の変動は、市場の需給の状況により大きく変動する資材価格と違い、一般に穏やかであることから、公共事業労務費調査は毎年2回の実施となっている。これらの調査結果を基に、毎年度の年度当初から適用する鉄筋工やとび工等の職種毎の労務単価が決定され、また年度途中に必要な単価決定が行われる。なお、公共事業労務費調査の調査結果については、職種毎に各都道府県（一部の少数標本職種にあっては全国）の平均賃金の額が公表されている。

公共事業労務費調査により各職種の労働者の平均的な賃金が的確に把握されるためには、調査の枠組みが実際の建設現場における各職種の労働者の労働実態に沿ったものとなっている必要がある。このため、これまでも歩掛の制定、改正等に応じて調査職種の定義を改める等、必要な見直しが行われているが、施工方法、作業内容等の変化を的確に反映した調査結果が引き続き得られるよう、今後も適宜見直しが行われる必要がある。

(3) 歩掛ふがかり

公共工事は、たとえば地盤掘削や鉄筋の組み立てなどのように多くの工種から成立してい

る。各工種の単位量を施工するのに必要な現場労働者や、鉄筋、セメント等の資材及びクレーンやブルドーザなど使用される機械の必要量を表したものを歩掛といい、施工の生産性を示す指標と言える。積算は現地における工事目的物の施工プロセスを想定しながら、費用を積み上げていく作業であるため、積算を行うためには費用算定の根拠として、各工種の歩掛を設定することが必要となる。

建設省が公共工事の積算に使用するため定めた歩掛を標準歩掛という。標準歩掛は、各工種ごとに、多数の現場で当該工種の施工を実態調査し、各職場の労務、資材及び機械器具等使用量の実績を把握し、その平均的な値をもって制定されている。

また、昭和58年に標準歩掛が公表された結果、各方面から幅広く多くの質問や意見が寄せられるところとなった。建設省では、こうした意見等も参考として、たとえば土木工事では、毎年20～30工種の標準歩掛について必要な制定、改正が行われている。平成5年度現在、土木工事全体で109の工種について標準歩掛が制定されている。なお、標準歩掛の制定、改正に当たっては、工種ごとに約100件程度の実態調査が行われている。

さらに、建設現場における新しい施工技術の採用状況や使用機械の大型化等の施工実態の動向を定常的に把握し、これらをいち早く積算に反映する取組みも行われている。

最近では、様々な工種毎に専門工事業化が進んできている。そこで、元請業者と専門工事業者の間で契約額を決定する施工単価や工事の使用等が定着していると認められる場合には、歩掛を用いず、必要な労務費、材料費、機械経費等を含んだm、m²など施工単位当たりの取引価格を調査し、直接、発注者の積算に利用する方式、いわゆる「市場単価方式」が一部工種で導入されてきており、実際の取引の状況がいち早く積算に反映されてきている。これは今後も積極的に拡大されていくべき積算手法と考えられることから一層の客観性と妥当性が確保される必要がある。

現在、標準歩掛の制定、改正は、建設省自らが現場の実態調査を行い、それを分析した結果に基づいて行なわれている。しかしながら、活発な技術革新等による施工技術の多様化及

び効率化に対し、現在の体制では必ずしも十分な対応が可能とはいえない。今後、標準歩掛の制定、改正を、よりの確、かつ迅速に実施するためには、公益法人等の第三者機関を活用する等の検討が必要であろう。

さらに、一般に大規模工事等においては、たとえば大型の建設機械が使用できるなど、作業効率の向上が期待できるところにある。このような施工実態の動向を適宜把握し、標準歩掛の制定、改正に積極的に生かしていくべきである。

(4) 諸経費

諸経費は間接工事費と一般管理費等により構成され、間接工事費は、共通仮設費と現場管理費からなる。

共通仮設費は、工事全体において共通的に使用されるものであり、その費用の多くは直接工事費に対する割合としてその所要額が把握できるため、直接工事費に対する比率として算定される。また、共通仮設費の一部である工事用道路の設置や交通整理員に要する費用などは、工事ごとに大きく変動するので、直接工事費に対する比率として算定した額にさらに、積み上げた額を加算している。

現場管理費は、現場に派遣されている現場従業員の給与手当や福利厚生費、現場従業員及び現場労働者の法定福利費等であり、直接工事費に共通仮設費を加えた額に対する比率としてその所要額が把握されるため、この方法で算定されている。

一般管理費等は、工事原価に対する比率として算定される。これを算定するための一般管理費等率は、企業の財務諸表や市中の金利水準を基に分析し、定められている。

これらの諸経費の率は、多くの現場の施工実績や財務諸表の分析等により求められる平均的な値により定められている。

諸経費の算定の方法は、昭和58年に公表された。その後各方面から寄せられた幅広い質問、意見等や現場における実態調査等をもとに、必要により改正が行われてきている。土木工事については、平成4年度には約3,600件の公共工事を対象とした諸経費実態調査の結果、施

工の実態によりよく適合させるために共通仮設費及び現場管理費の算定方法の改正が行われている。

一般管理費等は、現在、交際費等公共事業の施工の観点から不要と思われる費用を除外し、工事原価に応じて定まる一定率で算定されている。一般管理費等の算定については、他産業との比較、市中の金利の動向等に対する適切な連動など、詳細な分析を行い、より一層の妥当性を確保する必要がある。

2-5 請負契約の変更の仕組み

公共事業は、一般に一品ごとに個別に設計、発注され、また屋外の現場で行われるという特性を有している。その積算にあたっては、地形、地質及び気象等の自然的条件や、周辺交通に与える影響の度合い等の社会的条件について十分調査を行ない、これらをできるだけ的確に反映させたものとなるよう努力されているが、これらの諸条件のすべてを工事の発注前に完全に把握するのは困難である。このため、契約時点で設計図書等に定めたこれらの条件が、実際と明らかに異なる場合には、採用する施工方法や使用材料等の設計内容の変更を避けることは難しく、これに伴い当初の契約金額の変更を含む請負契約の変更が必要となる。

請負契約の変更は、契約当初に設計図書等に記載されていた自然的条件、社会的条件が、実際とは異なることが明らかな場合に行われる。その手続きは、まず、明らかになった実際の自然的条件、社会的条件に適合するように、詳細設計、施工計画等に係わる設計内容の変更を、その必要が生じた都度、発注者は、指示書等の文書により、受注者に対し指示する。この後、変更された詳細設計、施工計画に基づく工事費の算定が改めて行われ、当初の契約金額との差額をもとに、契約金額の変更が行われ、この手続きは完了する。

発注者は、地質に関する条件や昼間工事か夜間工事などの施工時間に関する条件等、施工に関する様々な条件を、設計図書等へ明示してきたが、このことは請負契約の変更手続きが適正に行われるか、という透明性を確保する観点から有効であるので、今後とも確実に行われる必要がある。

2-6 環境保全、安全対策等の政策的課題の積算への反映

公共工事の工事費の算定は、前述の積算基準類を使用して行われているが、たとえば、周辺地域に対する騒音・振動対策などの環境保全対策や、現場労働者に対する安全教育の徹底などの安全対策等、受注者の任意の判断に委ねているだけでは現場において、これまで必ずしも速やかな対応が期待しにくい課題があった。

これまで、こうした政策的課題については、施工上の条件として設計図書等に明示し、それに要する費用を積算対象とするとともに、課題への対応が確実に履行されるよう、監督、検査が行われてきた。

今後も、こうした政策的課題の積算への反映は、広く国民の理解が得られていると思われる課題について実施されることが望ましい。

2-7 建設費の国際比較

わが国の社会資本の建設費が諸外国と比較して高いのではないかと指摘もある。この理由として一般的には、気候、地震の有無等の自然的条件や、生活様式、利用者の利用形態の違い等による構造物の設計基準等の相違のほか、施工手順、安全対策及び労働力、資材の調達方法等が国によって大きく異なることであるといわれている。

そこで本委員会では、わが国の建設費が諸外国と比較してどの程度の水準にあるのかを検証するため、まず、OECD（経済開発協力機構）及びESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）等の国際機関による1990年の調査結果により、建設を含め運輸・通信、燃料・電力、食料等の財やサービスについて、わが国と米国との価格の相違を分析したところ、3割から2割程度、いずれもわが国が高い傾向がみられた。

また、両国の物価調査機関が公表する1993年の物価資料等により、資材単価、労務単価及び機械経費について比較したところ、資材単価は3割から5割程度、労務単価はほぼ同額から2倍程度、機械経費は工事によく用いられる機種を平均して3割程度、わが国が高い傾向が見られた。なお、米国内では資材単価及び労務単価の地域差が著しいため、わが国と比べた価格差に大きな幅が見られる。

さらに、工事費の総額について、米国内務省開拓局で、現在施工中の工事の積算結果と、この工事に関し、建設省の積算基準及びわが国内の資材価格等を用いて積算した結果との比較を行ったところ、わが国が約3割高い結果となった。

今後は、さらに多くの事例に基づく調査、分析を行い、わが国の建設費が高いと言われる原因の究明や、価格差を縮減する方策等の検討を進めていく必要がある。

2-8 現行の積算の考え方の妥当性と限界

現行の積算法においては、資材単価、労務単価、歩掛、諸経費など工事構成内容ごとに実態調査から求められる標準的な積算基準類を用いて、当該工事を実施する場合に必要なと思われる標準的な工事費を算定し、これをもとに予定価格が作成されている。

公共工事により整備される社会資本は、国民の税を財源として整備されるのであり、永く国民の用に供され、一旦構築されたものを取り替えることが極めて困難であることから、その品質の確保や工期の遵守を前提とした、適正な価格を設定することは、国民に対する責務である。

この適正な価格は、第一に国民誰もが納得できる客観的な根拠を持ったものである必要がある。第二に企業として良好な工事の施工を維持することが長期的に可能な価格である必要がある。たとえば、受注者による工事の品質の維持を困難にさせるような価格や企業の運営に支障をきたすような価格は、適正な価格とは言い難い。

これらの条件を満たす価格を設定する方法として、施工方法について施工の実例、資材などについては取引の実例より得られる標準的な値を用いて予定価格を作成する現行の積算法は、妥当な方式である。

また、積算基準類は、発注者の恣意の入らないように配慮されており、工事費はこの積算基準類を用いて前述した手法で算定され、これをもとに予定価格が作成されている。

一方、会計検査院は、事業計画の策定から工事目的物の維持管理に至るまでの公共事業の

執行全般にわたって検査を行っているが、予定価格については、それが適正な水準となっているかどうかという観点から検査を行い、様々な指摘をすることで、積算基準類に対し必要な改善を促してきた。

このような仕組みによって予定価格は、契約金額の最高限度額として予算決算及び会計令が求める適正な水準を保ってきている。

しかし、実際の施工においては、例えば、独自の高度技術を有する施工業者や企業努力により安価な資材購入ルートを持つ施工業者の実際の施工に要する費用は、予定価格より安価だったり、逆に、他の施工業者では、予定価格以下の価格での入札ができないことも有り得る。すなわち、現行の積算の考え方の下では、予定価格はあくまで標準的価格として設定されるもので、決して実際の施工に要する費用を捕捉しているものではない、という限界がある。

したがって、契約金額の決定の際には、入札において入札参加者の個々の企業努力が反映された競争が十分行われることが不可欠である。ここで競争が十分行われることによって、個々の受注者の企業努力が促され、新技術の開発や施工効率の向上に結びつき、これらが、その後の施工に反映されることになる。発注者はその結果をすみやかに歩掛調査等により捕捉し、以後の公共工事の積算ヘフィードバックしていくことにより、より一層積算の妥当性が保たれ、改善が図られていくべきである。

3. 積算に対する今後の期待

3-1 公共工事の積算に求められているもの

公共工事の工事費の算定の仕組み、積算基準類の決定方法、契約金額の変更の仕組みなどについて、今後、さらに、国民の目から見て適正に行われているという透明性、客観性及び妥当性のより一層の確保が求められている。

3-2 具体的施策

(1) 透明性、客観性及び妥当性の確保

イ. 一般管理費等の内容の見直し

一般管理費等は、現在、交際費等公共事業実施の観点から不要と思われる費用は除外し、工事原価に応じて定まる一定率で算定されているが、この算定方式について、他産業との比較、市中の金利の動向等に対する適切な連動など、詳細な分析を行い、より一層の妥当性を確保すべきである。このためには、一般管理費等の算定方法の決定について、中立公正な第三者の幅広い意見を求めることが重要である。

ロ. 受注者の費用情報の把握と積算への反映

現在、受注者の見積り内訳や請負代金の運用及び現場における分業の実態は十分には捕捉されていない。しかしながら、受注者における見積り内訳や実際の施工に要した費用を分析することは、積算の客観性、妥当性の確保に非常に有効である。このため、発注者は、今後、受注者の入札時見積り内訳や請負代金の執行に関して、外注費用及び資材購入費用などの内訳を定められたフォーマットで捕捉し、データベース化し、その結果を積算に反映させるべきである。

ハ. 物価調査機関の公表内容の充実と調査結果のチェック体制の強化

現在、物価調査機関により、資材価格及びいわゆる「市場単価」の調査、分析及び公表がなされているが、価格及びその調査手順、分析方法の透明性を向上するため、特に主要な資材について市場調査に基づく価格帯（たとえば、上限値、下限値、最頻度値など）を明示するほか、物価調査機関において、調査手順、分析方法及び資材の流通過程のどの部分を捕捉

しているのか等についての明確化や、調査結果のチェックシステム、監視体制の強化が図られるべきである。

二．積算に関する基準、情報等の公表

公共工事における積算の透明性及び妥当性を確保する観点から、これまで、標準歩掛や諸経費の算定方法等の積算基準類が公表されているが、今後も引き続き積算に関する基準、情報等について、速やかに公表されるべきである。

(2) 品質の確保を前提としたコストダウン及び生産性の向上に関する積算上の配慮

イ．輸入資材の活用の促進と積算への反映

従来、公共工事における資材は、国内産のものが多く使用されてきた。最近では海外で生産された資材の一部について、公共工事に使用するものとして十分な品質を有し、かつ昨今の円高等により価格の低減等が見られるようになってきている。今後は、物価調査機関において、これらの輸入資材についても、より一層積極的に流通アクセスや価格等の調査が行なわれ、調査結果が公表されるべきである。

一方、発注者は、品質、耐久性及び安定的な供給が確保できるものについては、輸入資材が公共工事において積極的に活用されるよう、品質基準のある資材については性能の確認を一層進めるとともに、品質基準だけでは仕様の特定が困難なものについては、設計図書等にこれら資材の仕様等についても追加して明示する措置の拡大を図る必要がある。併せて、これら資材の流通の状況を勘案しつつ、その価格を積算に反映させるべきである。

建設省では、平成5年6月、輸入資材等がJIS規格相当の品質を有しているかを工事一件ごとに発注者から申請された輸入資材等について、第三者機関（財土木研究センター及び財建材試験センター）が発注者に代わって審査、証明を行う制度を発足させた。今後は、当該資材ごとに一括審査とするなど、その制度の拡充が望まれる。

ロ．工事規模に着目した資材単価等の設定

大量の資材を必要とする大規模な工事の資材単価の設定に当たっては、大口取引の定義を明確にし、大口取引による価格の低減効果を的確な価格調査によって捕捉するほか、諸経

費の算定方式及び標準歩掛の制定、改正に当たっては、建設機械の大型化等による施工効率の向上等を捕捉し、これらをいち早く積算に反映させるべきである。

(3) 契約金額の変更の仕組みの明確化

イ. 施工条件の確実な明示

請負契約の変更の手続きは、契約の当初に設計図書等に記載されていた自然的条件、社会的条件が、実際と異なることが明らかな場合に、実際の自然的条件、社会的条件に合せて、詳細設計、施工計画及び積算を改めて行い、当初の契約金額との差額をもとに、契約金額を変更するものである。従って、請負契約の変更の手続きを、透明性を確保しつつ円滑に実施するため、設計図書等で工事に関する条件明示の一層の徹底が図られるべきである。

ロ. 請負契約の変更手続きの明確化

請負契約き変更について、さらに透明性を確保するため、その手続きや仕組みを明確化する必要がある。このため請負契約の変更の対象及び方法等を、より一層明確にし、これを公表するべきである。

(4) 政策的課題の積算への反映

公共工事の施工に伴う、環境保全対策や安全対策などのように、広く国民の理解が得られている課題については、政策的に先導すべき課題として捉え、それに要する費用を積算対象とするとともに、契約内容として明示するべきである。また、契約内容として明示された事項については、必ず履行されるように、現場において確実に実施させるとともに、確認、検査体制を充実させ、これを厳正に行うべきである。

(5) 積算評価委員会（仮称）の設置

工事費の構成、積算の仕組みについて、(1)から(4)に述べた各種の施策が今後確実に実施される必要がある。このためには、各種の施策の実施状況とその効果について、今後定期的に検証するとともに、政策的な課題の積算への反映方策及び具体的な施策の進め方の検討等、積算の抱える課題全般にわたって、公共工事の利害に直接係わらない第三者の幅広い意見を集約し、行政に対して助言していく場が設けられるべきである。このために、幅広い分野か

ら中立公正な第三者の参加により構成する「積算評価委員会」（仮称）を設置すべきである。

(6) 建設費の国際的な価格差の縮減

欧米諸国と比較して高いといわれるわが国の建設費について、価格差が生じる理由等を各界の専門家の協力を得ながら調査、分析し、価格差を縮減する方策を検討すべきである。

4. 公共工事積算をめぐる重要な指摘等

本委員会の審議においては、公共工事の積算をめぐるその他の重要な指摘等が数多くなされた。以下はその概要である。

4-1 競争性の確保に関すること

(1) 入札における競争性の確保

「公共工事の契約金額を低減させるためには、入札における競争性が確保されることが不可欠である。このため一般競争入札方式の導入等、入札・契約手続の改善に期待するところが大い。」との指摘が委員全員からなされた。

競争性を高め、コスト低減に資する観点からは、海外や民間事業における入札・契約の手続、積算の手法にも注目すべき点が見うけられる。

一方、公共工事においては、関連法令や諸基準等の規定により、安全、良好な品質を担保している。これら海外や民間事業の事例を参考に、入札・契約の手続、積算制度の改変を行うことは、にわかには困難であろうが、今後は海外や民間事業における注目すべき事例を十分研究し、公共工事における施策を講じていく必要がある。

(2) 総合的な技術評価方式の導入

「建設技術を、安全の確保、工期、環境等への配慮等、価格以外の要素についても総合的に評価する手法を構築すべきである。」との指摘があった。

民間の技術開発が著しい分野で、特に公共工事で施工実績の少ない工事などを対象に、総合的な技術評価方式の導入が図られるべきであり、価格以外の要素についても総合的に評価する手法の開発が早急に進められるべきである。

なお、この評価手法については(社)土木学会(会長 竹内良夫氏)の協力を得て、現在、建設省で検討が進められているところである。

4-2 各施策を推進するに当たって配慮すべきこと

(1) 専門工事業者(下請業者)への悪影響の防止

「今後の施策の実施に当たっては、その影響が専門工事業者に好ましくない形で集中する

ことのないよう、十分配慮されるべきである。」との指摘があった。

わが国における建設工事の施工は、一般的に元請業者の管理の下にコンクリート工や土工のように工事の部分部分を専門工事業者（下請業者）が直接施工する形態となっている。

このため、発注者と元請業者との間の請負契約の状況の如何が、元請業者と専門工事業者（下請業者）との間の請負契約に大きく影響し、特に専門工事業者（下請業者）に好ましくない影響が集中するおそれがある。

以上のことから、本報告書で提言した各施策は、現在の施工形態を十分に認識した上で推進されるべきである。

4-3 積算、検査体制の充実に関すること

(1) 積算体制と積算の簡素化

「必要な積算体制及び積算に要するコストが十分に確保できないために、十分な精度の積算が難しい発注者が多数存在することも認識されるべきである。」との指摘があった。

公共工事において、良好な施工の実現のためには、積算において適正な費用が算定されることが必要である。このため、各発注者が適正に費用の算定を行えるような積算体制の整備、積算自体の簡素化や、コンピュータの活用等による合理化を図る必要がある。

(2) 品質検査、品質管理の一層の充実

「競争性を高めていった場合、結果としてダンピング受注等に伴う品質の低下等が懸念されるため、発注者における品質検査、品質管理のより一層の充実が必要である。」との指摘があった。

積算のみで品質の確保を図ることは難しく、あわせて、発注者による品質検査、品質管理体制の整備と技術力の向上及び発注時における仕様書等への品質に関する記述の充実等を図る必要がある。

4-4 その他の事項

(1) 価格をめぐる議論

予定価格は、わが国の入札・契約制度の根幹をなす制度であり、適正に予算管理を行うとともに、競争を通じて納税者の利益を最大限に実現するものとして設けられた制度である。

ちなみに、本委員会では予定価格に関し、次のような議論があった。

- ・「予定価格の公表は、競争制限行為を助長する恐れがあるので公表すべきでない。」
- ・「入札参加者は、本来自社で見積もりができなくてはならないのだから、積算基準類の公表で十分である。」
- ・「積算の妥当性の向上及び下請契約の適正化等の観点から設計書金額の一部を事前に公表してはどうか。」
- ・「競争下における品質の低下を防止するため、最低制限価格を公表することも考えられる。」
- ・「入札参加者が少ない状態では相互依存性が強まり、競争制限行為を助長するおそれがある。」
- ・「設計書金額の一部の公表を試行して問題点を整理してはどうか。」

(2) 発注規模のより一層の適正化

「一連の工事目的物を、いくつかの工区に分割して発注するケースもあるが、過度の分割発注は避け、適正規模での工事発注に留意すべきであり、『良い品質のものをより安く』との視点から発注規模が決められるべきである。」との指摘があった。

(3) 発注者による損害賠償請求の検討

「不正な競争制限行為により、仮にも落札価格が不当に吊り上げられることがあったとすれば、予定価格が落札価格の上限値であるとしても、本来の正常な価格競争による落札価格の低減が期待できる限り、実際の落札価格と正常な価格競争の下における落札価格との差分は、いわば税の損失とも見なされるものでもあり、関係機関の調査等により不正な競争制限行為の存在が認められた場合は、受注金額の不法な増し分についての発注者による損害賠償請求も今後の課題である。」との指摘があった。

本報告書の概要（「おわりに」にかえて）

本委員会は、平成5年6月4日、建設大臣より「積算体系、単価の決定方法及び諸経費の考え方などの、現行の工事費算定の仕組みについて評価を行い、今後の方向付けを行う」よう要請を受け設置された。本委員会は9名の委員により構成され、6月4日に第一回を開催した後、12月10日までに、合計9回にわたり開催し、審議を行った。本報告書は、これらの審議により得られた評価、検討の結果をとりまとめたものである。

本委員会では、以下の4つの視点から、現行の積算の仕組みについて評価し、施策となる提言を行った。

- ①公共工事の工事費の算定の仕組みは、国民の目から見て不透明ではないか、恣意的なものとはなっていないか、すなわち予算の執行の見地から、透明性、客観性及び妥当性が十分確保されているかどうかという視点
- ②工事費が高いのではないかと指摘に対して、社会資本としての良好な品質を十分確保した上で、適正な価格が設定されているかどうかという視点
- ③昨今、設計の変更にもとまる契約金額の変更が恣意的ではないかと指摘もあることから、設計の変更にもとまる契約金額の変更のプロセスが透明であるかどうかという視点
- ④環境保全対策や安全対策のように、受注者の任意の判断に委ねているだけでは、必ずしも速やかに適切な対応が期待しにくい課題については、工事費の算定の段階でどう反映させていくべきかという視点

以下に、各視点から、積算の仕組みについての評価及び施策を概説する。

(1) 公共工事の工事費の算定の仕組みは、予算の執行の見地から透明性、客観性及び妥当性が十分確保されているか

公共工事により整備される社会資本は、国民の税を財源として整備されるものであり、永く国民の用に供され、一旦構築されたものを取り替えることが極めて困難であることから、その品質の確保や工期の遵守を前提とした適正な価格を設定することは、国民に対する責務である。

この適正な価格は、

第一に、国民誰もが納得できる客観的な根拠を持ったものである必要がある。

第二に、企業として良好な工事の施工を維持することが、長期的に可能な価格である必要がある。

これらの条件を満たす価格を設定する方法として、施工方法については施工の実例、資材などについては取引の実例より得られる標準的な値を用いて予定価格を作成する現行の積算手法は、妥当な方式である。

今後、より一層透明性、客観性及び妥当性の確保を図るため、以下の措置が講じられるべきである。

①一般管理費等の内容の見直し

一般管理費等の算定方式について、他産業との比較、市中の金利の動向等に対する適切な連動など、詳細な分析を行い、より一層の妥当性を確保する必要がある。

②受注者の費用情報の把握と積算への反映

受注者の入札時見積り内訳や請負代金の執行に関して、外注費用及び資材購入費用などの内訳を定められたフォーマットで捕捉し、データベース化し、その結果を積算に反映させる必要がある。

③物価調査機関の公表内容の充実と調査結果のチェック体制の強化

価格及びその調査手順、分析方法の透明性を向上するため、特に主要な資材について、市場調査に基づく価格帯（たとえば上限値、下限値、最頻度値など）を明示するほか、物価調査機関において、調査手順、分析方法の明確化、調査結果のチェックシステム及び監視体制の強化を図るべきである。

④積算に関する基準、情報等の公表

今後も引続き生産に関する基準、情報等について、速やかに公表されるべきである。

(2) 工事費が高いのではないかという指摘に対して、社会資本としての良好な品質を十分確保した上で、適正な価格が設定されているかどうか

予定価格は、施工方法については施工の実例、資材などについては取引の実例より得られる標準的な値を用いて、発注者の恣意の入らない積算基準類をもとに作成されている。

一方、会計検査院は、事業経過の策定から工事目的物の維持管理に至るまでの公共事業の執行全般にわたって検査を行っているが、予定価格については、それが適正な水準となっているかどうかという観点から検査を行い、様々な指摘をすることで、積算基準類に対し必要な改善を促してきた。このような仕組みによって予定価格は予算決算及び会計令の求める適正な水準を保ってきている。

なお、わが国の社会資本の建設費が諸外国と比較して高いのではないかとの指摘もある。この理由として一般的には、気候、地震の有無等の自然的条件や、生活様式、利用者の利用形態の違い等による構造物の設計基準等の相違のほか、施工手順、安全対策、労働力の調達方法及び資本の流通過程等が国によって大きく異なることであるといわれている。

そこで本委員会では、わが国の建設費が諸外国と比較してどの程度の水準にあるのかを検証するため、まず、OECD（経済開発協力機構）及びESCAP（国連アジア太平洋経済社会委員会）等の国連機関による1990年の調査結果により、建設を含め運輸・通信、燃料・電力、食料等の財やサービスについて、わが国と米国との価格の相違を分析したところ、3割から2割程度、いずれもわが国が高い傾向がみられた。

また、両国の物価調査機関が公表する1993年の物価資料等により、資材単価、労務単価及び機械経費について比較したところ、資材単価は3割から5割程度、労務単価はほぼ同額から2倍程度、機械経費は工事によく用いられる機種を平均して3割程度、わが国が高い傾向が見られた。なお、米国内では資材単価及び労務単価の地域差が著しいため、わが国と比べた価格差に大きな幅が見られる。

さらに、工事費の総額について、米国内務省開拓局で、現在施工中の工事の積算結果と、この工事に関し、建設省の積算基準及びわが国内の資材価格等を用いて積算した結果との比較を行ったところ、わが国が約3割高い結果となった。

今後は、さらに多くの事例に基づく調査、分析を行い、わが国の建設費が高いと言われる原因の究明や、価格差を縮減する方策等の検討を進めていく必要がある。

①輸入資材の活用の促進と積算への反映

最近では、海外で生産された資材の一部について、公共工事に使用するものとして十分な品質を有し、かつ昨今の円高等により価格の低減等が見られるようになってきている。今後は物価調査機関において、これらの輸入資材についても、より一層積極的に流通アクセスや価格等の調査が行われ、調査結果が公表されるべきである。

一方、発注者は、品質、耐久性及び安定的な供給が確保できるものについては、輸入資材が公共工事において積極的に活用されるよう、品質基準のある資材については性能の確認を一層進めるとともに、品質基準だけでは仕様の特定が困難なものについては、設計図書等にこれら資材の仕様等についても追加して明示する措置の拡大を図る必要がある。併せて、これら資材の流通の状況を勘案しつつ、その価格を積算に反映させるべきである。

②工事規模に着目した資材単価等の設定

大量の資材を必要とする大規模な工事の資材単価の設定に当っては、大口取引きの定義を明確にし、大口取引きによる価格の低減効果を的確な価格調査によって捕捉する等の措置により、いちはやく積算に反映させるべきである。

③建設費の国際的な価格差の縮減

欧米諸国と比較して高いといわれるわが国の建設費について、価格差が生じる理由等を各界の専門家の協力を得ながら調査、分析し、価格差を縮減する方策を検討するべきである。

(3) 設計の変更による契約額変更のプロセスが透明であるかどうか

これまでも請負契約の変更に関して、施工に関する様々な条件の設計図書への明示が行われてきた。今後、さらに透明性を確保するため、条件明示の一層の徹底を図るとともに変更の対象及び方法等を、より一層明確にし、これを公表すべきである。

(4) 環境保全対策や安全対策のような課題について、積算にどう反映させるべきか

環境保全対策や安全対策などのように、広く国民の理解が得られている課題については、政策的に先導すべき課題として捉え、積算へ反映させるとともに、契約内容として明示する必要がある。また契約内容として明示された事項については、必ず履行されるように、現場において確実に実施させるとともに、確認、検査を厳正に行う必要がある。

以上の(1)から(4)の施策が、今後確実に実施されるためには、幅広い分野から中立公正な第三者の参加により構成する「積算評価委員会」(仮称)が設置され、以下の項目について、行政に対し必要な助言が行われるべきである。

- ①各種の施策の今後の実施状況と、その効果の検証
- ②公共工事で政策的に先導すべき課題の積算への反映方策
- ③具体的な各種施策の進め方
- ④その他、積算全般の課題

以上、現行の積算手法等について評価及び施策となる提言を行ったが、契約金額が妥当なものとなるためには、同時に入札において入札参加者の個々の企業努力が反映された競争が十分行われることが不可欠である。これについては、入札・契約手続の運用の改善に期待するところが大きいと考えられる。

今後の積算に期待されることは、入札において競争が十分行われることによって、個々の企業努力が促され、新技術の開発や施工効率の向上に結びつき、その結果が歩掛調査等により捕捉され、以後の公共工事の積算に速やかにフィードバックされることである。

なお、本委員会の審議においては、公共工事積算をめぐる以下の項目について指摘等があった。

(1) 競争性の確保に関すること

- ①入札における競争性の確保
- ②総合的な技術評価方式の導入

(2) 各施策を推進するに当たって配慮すべきこと

①専門工事業（下請業者）への悪影響の防止

(3) 積算、検査体制の充実に関すること

①積算体制と積算の簡素化

②品質検査、品質管理の一層の充実

(4) その他の事項

①価格をめぐる議論

②発注規模のより一層の適正化

③発注者による損害賠償請求の検討

以上が、本報告書の概要である。

今般の公共工事の積算の仕組み等に対する国民の疑念を払拭するためには、公共工事に携る者が、積算の一層の透明性、客観性及び妥当性の確保に向けて、最善の努力をすることが重要である。このためにも、本委員会で提言された各種の施策が、今後、速やかに実施されるとともに、適宜その内容が見直されていくことを強く望むところである。

また、本報告書は、土木工事及び建築工事を念頭に置きつつ取りまとめられたものであるが、電気、機械設備等の他分野の工事についても、それぞれの特殊性を勘案しつつ本報告書の趣旨が公共工事のあらゆる発注者に浸透するよう、今後、様々な機械を通じて周知されることを、切に希望するものである。